

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和5年7月1日

有限会社飯能清掃センター
(派 11-301595)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の、情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。

以下、当社【令和5年4月1日～令和5年6月30日】における情報提供項目を公開いたします。

このマージン率は以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者数(月の平均)：11名

派遣先の実数：2社

労働者派遣に関する料金額の平均額：280,909円

労働派遣の賃金の平均額：405,455円

マージン率 30.72%

■マージン率に含まれるもの

- ・社会保険料：雇用主として負担する労働保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険
- ・福利厚生費：労働者が取得する有給休暇・健康診断・ストレスチェック等
- ・教育研修費：資格取得・技能講習・適性診断・初任診断等の受講費
- ・事故賠償費：派遣労働者による事故賠償費の会社負担費
- ・会社経費：営業担当者の人件費、募集広告費、通信費等
- ・営業利益

■教育訓練に関する事項

- ・新規採用者訓練(1名)、安全衛生教育(11名)を実施